

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運営方針の変更について

鹿児島市都市計画審議会の開催や運営等については、鹿児島市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）、議事運営細則（以下「細則」という。）および運用方針において考え方を定めている。

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第9条ならびにその運用方針の規定により、運用方針の変更を付議する。

1. 条例、細則、運用指針について

鹿児島市都市計画審議会条例（別紙1）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則（別紙2）

第2条第2項 会議は原則として公開とする。ただし、会長は、必要と認めるときは、出席した委員の3分の2以上の賛成により非公開とすることができる。

第9条 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則の運用方針（別紙2）

第2条の運用方針 審議中の写真撮影・録画・録音の禁止（頭撮りは認める。）

第9条の運用方針 具体的な運営に関し、審議会の場で協議していただき定める。

2. 条例、細則、運用方針の改正の経緯

	時 期	備 考
条 例	H12. 4. 1 施行	策定
細 則	H12. 6. 26 施行	策定
	H13. 4. 1 改正	第2条第2項を変更 (審議会を「非公開」から「原則公開」へ変更)
	H19. 5. 15 改正	第8条を追加 (都市計画提案評価小委員会の設置)
運用方針	H13. 3. 26 施行	策定
	H22. 10. 18 改正	第7条の運用方針を変更 (情報公開条例に基づく議事録発言者名の開示)

3. 今回の変更内容 「運用方針のみ変更する」・・・別紙3

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第2条の運用方針

「(5) 審議中の写真撮影・録画・録音の禁止（頭撮りは認める。）」を削除する。

⇒ 審議中の撮影・録画・録音を認める変更を行う。

(変更理由)

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則第2条第2項で「会議は原則公開」としており、鹿児島市の市民参画を推進する条例第16条においても、「不開示情報が明らかになること、その他正当な理由があると認められる場合を除き、審議会等の会議は公開するものとする。」と定めていることから変更するものである。

鹿児島市都市計画審議会条例

平成12年3月27日公布 条例第28号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、鹿児島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 学識経験のある者 | 10人以内 |
| (2) 市議会の議員 | 2人以内 |
| (3) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |
| (4) 鹿児島県の職員 | 2人以内 |
| (5) その他市長が必要と認める者 | 4人以内 |

2 委員の任期は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 前項第1号及び第5号に掲げる委員 | 2年 |
| (2) 前項第2号から第4号までに掲げる委員 | 任命の際における職にある期間 |

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開

くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鹿児島市都市計画審議会条例の廃止)

- 2 鹿児島市都市計画審議会条例（昭和44年条例第37号）は、廃止する。

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則、運用方針

議事運営細則(H19. 5. 15 改正)	運用方針(H22. 10. 18 改正)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、鹿児島市都市計画審議会条例（平成12年条例第28号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鹿児島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の5日前までに会議の日時、場所及び付議事項について委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。</p> <p>2 会議は原則として公開とする。ただし、会長は、必要と認めるときは、出席した委員の3分の2以上の賛成により非公開とすることができる。</p> <p>3 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。</p> <p>(代理出席)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第3号及び第4号の委員並びに行政機関の職員である臨時委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。</p> <p>(欠席)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 専門委員は、会議に出席し、会</p>	<p>運用方針(H22. 10. 18 改正)</p> <p>(1) 条例第5条により、審議会の開催通知は会長が行う。</p> <p>(2) 委員への開催通知及び議案書は郵送することができる。 郵送先については事前に各委員に届け出ていただく。</p> <p>(1) 平成13年4月1日改正</p> <p>(2) 傍聴者へは、議案書と意見書要旨（個人情報情報を記号化したもの）のみ配布</p> <p>(3) 非公開と決定された場合も、希望者には議案書を配布</p> <p>(4) 審議会の開催について、市政記者クラブに通知（25部）し、都市計画課のホームページと市政掲示板に掲載</p> <p>(5) 審議中の写真撮影・録画・録音の禁止（頭撮りは認める。）</p> <p>(6) 傍聴者は抽選により10名とする（報道機関は別）。</p> <p>(7) 審議冒頭で、案件毎に、会長が審議会に諮る。</p> <p>【非公開とする場合】</p> <p>(1) 採決に及ぶ場合</p> <p>(2) 個人情報の記号化が困難な議案を審議する場合</p> <p>(1) 第3号委員「関係行政機関の職員」、第4号委員「鹿児島県の職員」については、各行政機関の職において任命した委員であるので、代理出席を認める。</p> <p>(2) 代理出席の場合、代理出席者の職・氏名を、会議の少なくとも3日前までに、事務局（都市計画課）に連絡をいただく（電話、ファックス可）。</p> <p>(3) 委任状は8ページの様式とする。</p> <p>(4) 委任状は、当日までに事務局（都市計画課）に提出していただく。</p> <p>(1) 会議の少なくとも3日前までに事務局（都市計画課）に連絡をいただく（電話、ファックス可）。</p> <p>(1) 条例第3条第3項により、専門委員は市長が任命し、</p>

<p>長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。</p> <p>(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)</p> <p>第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第7条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 議案名</p> <p>(2) 審議会の日時及び場所</p> <p>(3) 出席した委員の氏名</p> <p>(4) 議事の内容</p> <p>3 会長は、議事に先立ち、議事録署名委員2名を指名するものとする。</p> <p>(都市計画評価小委員会)</p> <p>第8条 都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画決定等の提案について審議するため、都市計画提案評価小委員会(以下「小委員会」という。)を設置するものとする。</p> <p>2 小委員会は、6人以内の委員をもって組織する。</p> <p>3 小委員会の委員は、条例第2条第1項第1号に規定する学識経験のある者の中から会長が審議会に諮って定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。</p> <p>付 則 この細則は、平成12年6月26日から施行する。</p> <p>付 則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この細則は、平成19年5月15日から施行する。</p>	<p>会長が出席を求める。</p> <p>(1) 議案説明員は、議案提出課担当部長及び担当課長とする。</p> <p>(2) 審議会の要請により、議案関係者を招請して説明を求めることができる。</p> <p>(1) 議事録の開示請求があれば「鹿児島市情報公開条例」に基づき公開するが、個人情報是非公開(情報公開条例第7条第2号)とする。</p> <p>ただし、会議を非公開とした場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 委員名簿の公開について</p> <p>① 住所・電話・年齢は非公開</p> <p>② 肩書は公開</p> <p>(1) 具体的な運営に関し、審議会の場で協議していただき定める。</p>
---	--

鹿児島市都市計画審議会議事運営細則、運用方針

議事運営細則(H19. 5. 15 改正)	運用方針(改正案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、鹿児島市都市計画審議会条例（平成12年条例第28号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鹿児島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 会長は、やむを得ない場合のほか、会議の5日前までに会議の日時、場所及び付議事項について委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。</p> <p>2 会議は原則として公開とする。ただし、会長は、必要と認めるときは、出席した委員の3分の2以上の賛成により非公開とすることができる。</p> <p>3 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。</p> <p>(代理出席)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第3号及び第4号の委員並びに行政機関の職員である臨時委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。</p> <p>(欠席)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第5条 専門委員は、会議に出席し、会</p>	<p>運用方針(改正案)</p> <p>(1) 条例第5条により、審議会の開催通知は会長が行う。</p> <p>(2) 委員への開催通知及び議案書は郵送することができる。 郵送先については事前に各委員に届け出ていただく。</p> <p>(1) 平成13年4月1日改正</p> <p>(2) 傍聴者へは、議案書と意見書要旨（個人情報を書号化したもの）のみ配布</p> <p>(3) 非公開と決定された場合も、希望者には議案書を配布</p> <p>(4) 審議会の開催について、市政記者クラブに通知（25部）し、都市計画課のホームページと市政掲示板に掲載</p> <p>(5) 傍聴者は抽選により10名とする（報道機関は別）。</p> <p>(6) 審議冒頭で、案件毎に、会長が審議会に諮る。</p> <p>【非公開とする場合】</p> <p>(1) 採決に及ぶ場合</p> <p>(2) 個人情報の記号化が困難な議案を審議する場合</p> <p>(1) 第3号委員「関係行政機関の職員」、第4号委員「鹿児島県の職員」については、各行政機関の職において任命した委員であるので、代理出席を認める。</p> <p>(2) 代理出席の場合、代理出席者の職・氏名を、会議の少なくとも3日前までに、事務局（都市計画課）に連絡をいただく（電話、ファックス可）。</p> <p>(3) 委任状は8ページの様式とする。</p> <p>(4) 委任状は、当日までに事務局（都市計画課）に提出していただく。</p> <p>(1) 会議の少なくとも3日前までに事務局（都市計画課）に連絡をいただく（電話、ファックス可）。</p> <p>(1) 条例第3条第3項により、専門委員は市長が任命し、</p>

<p>長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。</p> <p>(委員、臨時委員及び専門委員以外の出席)</p> <p>第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第7条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 議事録には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 議案名</p> <p>(2) 審議会の日時及び場所</p> <p>(3) 出席した委員の氏名</p> <p>(4) 議事の内容</p> <p>3 会長は、議事に先立ち、議事録署名委員2名を指名するものとする。</p> <p>(都市計画評価小委員会)</p> <p>第8条 都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画決定等の提案について審議するため、都市計画提案評価小委員会(以下「小委員会」という。)を設置するものとする。</p> <p>2 小委員会は、6人以内の委員をもって組織する。</p> <p>3 小委員会の委員は、条例第2条第1項第1号に規定する学識経験のある者の中から会長が審議会に諮って定める。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この細則に定めのない事項で必要なものは、会長が定める。</p> <p>付 則 この細則は、平成12年6月26日から施行する。</p> <p>付 則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この細則は、平成19年5月15日から施行する。</p>	<p>会長が出席を求める。</p> <p>(1) 議案説明員は、議案提出課担当部長及び担当課長とする。</p> <p>(2) 審議会の要請により、議案関係者を招請して説明を求めることができる。</p> <p>(1) 議事録の開示請求があれば「鹿児島市情報公開条例」に基づき公開するが、個人情報是非公開(情報公開条例第7条第2号)とする。</p> <p>ただし、会議を非公開とした場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 委員名簿の公開について</p> <p>① 住所・電話・年齢は非公開</p> <p>② 肩書は公開</p> <p>(1) 具体的な運営に関し、審議会の場で協議していただき定める。</p>
---	--